

平成 20 年度第 3 回松阪市入札等監視委員会議事録

1. 日 時：平成 20 年 10 月 29 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時

2. 場 所：松阪市役所 本庁舎 3 階 理事者控室

3. 出席者

【委員】	委員長	楠井 嘉行
	副委員長	村田 裕
	委員	坂本 聰子（今回抽出委員）
		吉川 和男
		吉田 弘一

【事務局】磯田契約監理担当参事、房木契約監理課長、佐藤検査・契約担当主幹
高村契約係長、池内契約係主任

4. 議 事

議題 1

●入札及び契約手続の運用状況等の報告

（平成 20 年 7 月から 9 月分：事務局より説明）

工事の発注状況について

実施入札 148 件、平均落札率 82.76%、平均参加者 14.6 者であった。

内、全者が最低制限価格を下回ったため不調となった開札が 2 件あったため、松阪市建設工事入札事務取扱要綱の第 17 条第 2 項の規定により、予定価格算出率を 98.00% とし契約者を決定した。

指名停止措置の運用状況について

23 社に対して 24 件の指名停止を行った。（松阪市発注のものではない）

単品スライド条項の運用拡充について

7/15 以降、燃料油及び鋼材に限り建設工事請負契約書の条項第 25 項第 5 項（単品スライド条項）の運用を行っているが、建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、国が 9/10 から、三重県も 10/8 から全ての品目に対して運用の適用が講じられたことに伴い、10/17 より松阪市においても運用を拡充した。県内においては、14 市の内 11 市、15 町の内 2 町が運用を実施している状況である。当市における現況としては、水道部の 4,267 万円の工事で 35 万円、土木課の 1,348 万円の工事で 18,900 円のスライドによる増額がこれまでにあり、それぞれ変更契約を締結したものである。

議題 2

- 抽出事案の審議について（坂本委員抽出）

高落札率及び参加者が少なかった入札について

【委員】

やはり、高落札率及び参加者が少数だった入札については問題があると思う。

落札率が高く問題だと思ったのは、

公告番号 119（古川 2 号線外 3 線舗装修繕工事：95.03%）
206（松阪駅松阪港線電線共同溝に伴う配水管布設替工事：98.81%：3 社）
249（下水道事業（1100 号外污水管渠）に伴う配水管布設替工事（その 3）：93.12%）
187（松阪市中学校等給食センター建設工事（電気設備）：96.92%：1 社）
149（松阪市中川西部・東部排水機場除草業務委託：98.15%：3 社）
229（山岳救助用緊急ヘリポート整備工事：99.97%：1 社）
259（田原町下水溝渠修繕工事：95.05%）である。

参加者が少なく問題だと思ったのは、

公告番号 150（東部簡易水道事業木地小屋ポンプ場・配水池機械電気設備工事：1 社）
170（松阪市公共下水道事業神道川排水区神道川雨水幹線 11 号外建物調査業務委託：5 社）
132（松阪市リサイクルセンター実施設計に伴う地質調査業務委託：4 社）
223（第 20-2 号配水管布設替工事：5 社）
222（上出竹の鼻線道路修繕工事：4 社）
151（第一小学校校舎床改修工事：5 社）
185（松阪市中学校等給食センター建設工事（建築）：5 社）
186（松阪市中学校等給食センター建設工事（機械設備）：3 社）
188（松阪市防災行政無線（同報系）設備設置工事：3 社）
210（第 20-1 号水管橋架設工事：3 社）
246（飯高東部保育園造成工事：4 社）
263（本郷水路改良工事：4 社）である。

そして、双方重複していたのが206、187、149、229であった。

（事務局説明）

まず落札率が高く問題があったというご指摘については、例えば 119 についてみると参加業者が 16 者あったにも関わらず高落札率となった。これは殆どの応札が最低制限価格を下回り落札外となったものであり、昨年度から言われている、予定価格がくじで決定され、高率となったことによる不合理な状況が相変わらず出た結果となっている。また、入札参加者が少なく問題であったというご指摘については、例えば 188 の防災行

政無線の工事、210 の水管橋の工事についてみると、専門性が求められる工事内容であり、更に履行実績を求めたため参加者が少ない状況ではあったものの、落札率においては 67%台と非常に競争性が働いた結果となっている。一方で 187 の電気工事については、参加が 1 者で落札率が 96%台と高い結果となっている。

入札参加者の少ない案件については、設計金額・場所や施工条件を含め業者が参加を検討した結果、勘案し選択しているという現況もあると類推している。

【委員】

それは入札参加者が少ないということ = 高落札率ではないということか。

（事務局説明）

入札参加者が少ないことが必ずしも高落札率に繋がることではないと認識している。例えば 151 についてみると、この案件はこれまで建築一式工事に含まれていた内装に係る部分の工事を新たに発注基準を設け、初めて内装仕上工事として分離発注したものであり、参加業者は 5 者と少数であったが、業者から歓迎されており 85%台の落札率で成果もあったと認識している。

【委員】

建築一式工事だと多層の請負いとなることから、各専門分野で業者が利益を求めることになりコストが増大するので、分離発注が促進されれば業者としても良いし、市として費用の軽減に繋がるので大変良いことだと考える。

（事務局説明）

建築一式工事については、設計金額により既に電気工事・管工事と分離発注を行うこととなっている。今回の案件は、新たに内装仕上工事の発注基準を設けたことの一つの良い結果と認識している。分離発注を行うことは専門業者が施工することとなり、工期の短縮が期待できることから、今後も発注基準が明確に作成できるものについては、同様に行っていききたい。

【委員】

相変わらず最低制限価格制度を下回り落札外となるケースが多い。以前からこの問題については指摘しているが、確かに難題であり継続した検討を求めるものである。

（事務局説明）

大きな課題として捉え、競争性が担保できる内容での改善策を検討していきたい。

議題 3

● 総合評価落札方式の試行について

（事務局説明）

総合評価落札方式の試行につきましては、昨年度 1 月 15 日の第 4 回監視委員会に設計金額約 3 億 8,000 万円の配水管布設替工事を提案し議論いただいたが、懸念事項として「試行にしては高額すぎる」、「最低制限価格の設定が弊害となる」等のご指摘があ

り実施に至らなかった。今回は、それらを考慮した上で、設計金額約1,800万円の下水道工事に伴う舗装本復旧工事の試行を予定しているところであり、総合評価点(100点)の内、入札金額によって算定される価格評価点を全体の87/100点とし、価格以外(工事成績・工事实績・地域要件・社会貢献・安全施工・技術者配置)の評価を残りの13/100点として算定し、入札を実施いたしたい。

【委員】

この制度そのものには賛成であるが、工事实績の配点が低い業者は受注する機会が稀となるように思う。その点の業者保護はどのように考えているのか。

(事務局説明)

確かに工事成績の良い業者に受注が集中するということになると認識している。本来的に、市のために懸命に工事をしてきている業者が受注するということは市にとっては有益なことだと考えるが、工事全体件数の何割を総合評価落札方式で発注するということではないので著しい偏りを招くことはないと考えている。また、工事検査の成績によって評価されることにより、工事検査自体に非常に高い重要性を帯びるが、検査の客観的技術力は年々向上しており担保できていると考えている。成績については、異議申立てが出来ることとなっているが、それが無いということが業者への納得も得られているものと認識している。

なお、過去の成績を基にしたシミュレーションによると、それぞれ専門性の高い業者が入札金額では順位が上位でなくとも、評価点を加算した後では順位が上位になる結果となっている。

また、最低制限価格の弊害について考察した場合、評価点が低い業者は、逆転を考えると入札金額を低く設定することとなり競争性がより作用すると予測されるが、市長へ建設業協会松阪支部から最低制限価格を85%から90%へ5%程度引き上げてほしい旨の要望書が提出されたこともあり、今回は試行ということであることから最低制限価格(予定価格の85%)を設けたままでの発注とし、今後試行を繰り返す中で検討していきたい。

【委員】

評価点については、発注される工事内容に関わらず同じ点数なのか。

(事務局説明)

工事成績に係る部分は同じ点数で処理がなされる。但し、技術者要件については配置予定者によって点数が上下することもあるし、安全施工については事故が発生すれば加点が無くなることもある。

【委員】

落札業者の入札金額が、応札の有効範囲内での最低金額ではない状況になることがあろうが、契約金額は幾らか高い落札業者の入札金額のままで契約となるのか。

(事務局説明)

落札業者の入札金額のままでの契約となる。その部分に係る差金については工事の施工

レベルで理解が得られると考えている。

【委員】

総合評価落札方式を試行するにあたって業者への説明会等を行わなくても良いのか。

（事務局説明）

総合評価落札方式については、業者も既に周知の制度である。

【委員】

この試行を実施することで実績を作り、今後検証し精度を高めていけば良いと考える。

（事務局説明）

委員長並びに副委員長には意見を伺うこととなりますが、よろしくお願いいたします。

●その他

・安心実現のための緊急総合対策について

（事務局説明）

総務省と国土交通省から、建設業における「安心実現のための緊急総合対策」を講ずるよう通達がなされた。概略としては、前払金の適切な運用、地域への配慮及び的確な工期確保・早期発注、工事請負代金の支払い手続きの迅速化、予定価格の事前公表の取りやめ、適切な競争参加条件の整備、適正価格での契約、予定価格の不当な切り下げの厳禁、「単品スライド条項」についての必要な措置、が明記されており、既に大半を実施しているところである。

・工事現場視察の結果について

【委員】

赤桶の水道工事現場を拝見させていただいた。地中へ水道管を埋設するということは、自然科学の観点から考察すると水道管が腐食するということも考える必要性がある。そのような状況の中、水道水を市民に配水しているという意識を常に持ってもらって工事にあたっていただきたい。適正な水質の飲み水が配水されて初めて水道管の布設工事が完成するということであると思う。

（事務局説明）

法定検査等、定期的に水質検査等を行っており、今後も継続して良い飲み水の配水を行っていきたい。

【委員】

今般、建設業者の経営状況は大変厳しい状況になってきている。議題3において総合評価落札方式について議論し、この方式について基本的に賛成ではあるが、この方式の性質から落札業者を類推すると一定の実績のある業者に受注が集中する可能性があるので、行政としては、工事の規模や内容によって発注方法にメリハリをつけ、配慮していく必要性が

あると思う。

（事務局説明）

先に説明した国からの緊急総合対策も一例であるが、業者が減少するということは、もし大きな災害が発生した時に災害復旧の一番の頼りになる業者が結果として減少することとなる。景気対策を考える中で、公共工事を増やすか否か、維持管理の方向に進んでいくのか否か、等々については真剣に考えていかなければならない難しい問題と捉えている。委員が言われることについては常に考慮すべきと認識しているし、むやみに総合評価落札方式にて発注していくことは考えておらず、的確に発注を行っていきたい。

次回開催日程の選定

- ・ 次回開催日を平成 21 年 1 月 20 日（火）14：00～とする。
- ・ 次回抽出委員を吉田委員とする。